あま市特殊詐欺対策機器購入費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、特殊詐欺対策機器の普及を促進し特殊詐欺被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策機器の購入及び設置を行った高齢者に対し、予算の範囲内において交付するあま市特殊詐欺対策機器購入費補助金（以下「補助金」という。）について、あま市補助金等交付規則（平成２２年あま市規則第３４号）に定めるもののほか、この要綱に定めることとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特殊詐欺対策機器　次のいずれかに該当する機器をいう。

ア　固定電話機に接続する機器であって、データベースに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を有する着信拒否装置

イ　固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する通話録音装置

ウ　ア又はイに掲げる装置の機能を内蔵する固定電話機

エ　アからウまでに掲げるもののほか、市長が認める機器

(2) 高齢者　市内に住所を有し、住民基本台帳法に基づき市が備える住民基本台帳に記録されている者で、申請日の属する当該年度末時点の満年齢が６５歳以上であるものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高齢者のみで構成される世帯の構成員

(2) 日中に住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の高齢者

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者から除くものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者と同一の世帯に属する者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を申請しようとする年度の４月１日から翌年の１月３１日までの期間における新品の特殊詐欺対策機器の購入及び設置に要した費用とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１の額（１００円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）とし、６，０００円を上限とする。

（交付申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺対策機器を購入した日から起算して２月以内又は当該年度の１月３１日のいずれか早い日までにあま市特殊詐欺対策機器購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払手続きが完了したことを確認できる領収書の写し等

(2) 購入及び設置した特殊詐欺対策機器の規格が分かるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

(3) 次条の規定により交付決定を受けた場合における補助金の振込先が分かる通帳等の写し

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、あま市特殊詐欺対策機器購入費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、あま市特殊詐欺対策機器購入費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第８条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、受領した申請書兼請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第９条　市長は、第７条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和５年６月２９日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日から令和６年１月３１日までの期間における申請に係る補助対象経費は、第４条の規定にかかわらず、当該期間における新品の特殊詐欺対策機器の購入及び設置に要した費用とする。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

あま市長　様

申請者　住　　　所

氏　　　名

連絡先電話番号（　　　）　　　－

あま市特殊詐欺対策機器購入費補助金交付申請書兼請求書

あま市特殊詐欺対策機器購入費補助金交付要綱第６条の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、決定の上は、振込先に補助金を振り込んでください。

１　補助金交付申請額　　　金　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 購入・設置費 | 補助率 | 補助金交付申請額 |
| 円 | １／２ | 円 |

２　購入・設置した特殊詐欺対策機器の内容

|  |  |
| --- | --- |
| メーカー名 |  |
| 製品名 |  |
| 品番 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 支店名 | 預金種別 | 口座番号 | フリガナ口座名義人氏名 |
|  |  | 普通当座 |  |  |

３　振込先

添付書類

⑴ 補助対象経費の支払手続きが完了したことを確認できる領収書の写し等

⑵ 購入及び設置した特殊詐欺対策機器の規格が分かるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

⑶ 補助金の振込先が分かる通帳等の写し

⑷ その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

あま市長　　　　　　　　印

あま市特殊詐欺対策機器購入費補助金交付決定通知書

年　　　　月　　　　日付けで申請のあったあま市特殊詐欺対策機器購入費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、あま市特殊詐欺対策機器購入費補助金交付要綱第７条第１項の規定に基づき、通知します。

１　交付決定額　　　　金　　　　　　　　　円

２　補助事業の目的及び内容

犯罪の抑止及び地域の防犯力向上を図るための特殊詐欺対策機器の購入及び設置

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

あま市長　　　　　　　　印

あま市特殊詐欺対策機器購入費補助金不交付決定通知書

年　　　　月　　　　日付けで申請のあったあま市特殊詐欺対策機器購入費補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、あま市特殊詐欺対策機器購入費補助金交付要綱第７条第２項の規定に基づき、通知します。

記

　理　　由